

くらふる事業助成制度 Q & A (R7年度版)

(このQ&Aについては予告なく変更する場合がありますので、ご了承ください)

②リノベーション(戸建て住宅リフォーム奨励金事業)

助成対象となる住宅・工事について

Q1 令和5年1月1日にバリアフリー改修工事をしましたが、対象になりますか？

→対象になりません。

令和5年4月1日以降に契約したものが対象です。工事着手前に交付申請書を提出する必要があります。

Q2 1週間前に契約し、現在、バリアフリー改修工事中ですが、対象になりますか？

→対象になりません。

契約・工事着手前に交付申請書を提出する必要があります。

※交付決定通知後に契約・着工が条件になります。

Q3 バリアフリー改修工事は、どのような工事が対象ですか？

→ア 手摺りの設置(浴室の改良以外) イ 段差の解消(浴室以外)

ウ 浴室の改良 エ 便所の改良 オ 階段の改良 カ 通路の拡幅

キ 出入口の戸の改良 ク 玄関前スロープの設置が対象工事になります。

※各工事項目詳細(補助の対象になる基準)は要綱をご確認ください。

Q4 店舗併用住宅は、対象になりますか？

→対象になります。(条件あり)

店舗等の併用部分が全体の床面積の2分の1未満であれば対象となります。

Q5 7年前に購入した住宅をリフォーム工事をする予定です。対象になりますか？

→対象になりません。

中古物件を取得してから3年以内(令和7年4月1日を基準日とした場合は令和4年4月1日まで)の対象住宅について、一般改修(リフォーム)工事を行う方が対象になります。ただし、バリアフリー工事、耐震改修工事は要件満たせば対象になります。

Q6 賃貸アパート、寮や社宅は対象になりますか？

→対象になりません。

自ら居住するため、又は今後居住するための戸建て住宅及び併用住宅(店舗等の用途に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満のもの)が対象になります。

Q7 耐震工事を考えていますが、対象工事の内容を教えてください？

→昭和56年5月31日以前に着工された住宅で、耐震診断で上部構造評点が1.0未満と診断された木造住宅を改修し、上部構造評点が1.0以上となる工事又はそれと同等

以上と認められる工事が対象となります。（耐震診断費用は助成対象になります。）

Q8 2世帯住宅の場合でも、助成対象になりますか？

→住宅の所有者が対象要件を満たしていれば助成対象となります。
2つの世帯のうち、どちらか一方の世帯のみの申請となります。なお、請負契約書における契約者が申請者と同一であるものとします（連署契約可）

Q9 共有名義の住宅の場合でも、助成対象になりますか？

→共有名義の場合は、対象要件を満たす共有名義人の方が申請する場合には助成対象となります。なお、同一住宅で重複して助成を受けることはできません。交付条件はQ8と同様になります。

Q10 工事はいつの時点で、着工できますか？

→申請書を審査後、適正であれば交付決定通知書を送付し、申請者に通知書が届いてからとなります（交付決定通知書の日付が基準になります）

Q11 工事の施工業者は誰でもできますか？

→建設業法第3条第1項の規定による許可を受けた事業者のみ対象になります。
建設業の許可を受けていない事業者による工事は助成の対象になりません。

Q12 トイレや浴室を新設する場合は対象となりますか？

→浴室の新設は対象になりません。
節水型便器（基準あり）を増設するものは対象になります。ただし、バリアフリー改修工事費の総額（税抜）30万円以上が、対象です。

Q13 脱炭素改修工事は、どのような工事が対象ですか？

→ア 太陽光発電システム イ 定置用リチウムイオン蓄電池システム
ウ V2H充放電設備 エ 家庭用燃料電池システム（エネファーム）
オ 木質系燃料ストーブが対象工事となります。
※各工事項目詳細（補助の対象になる基準）は要綱をご確認ください。

Q14 バリアフリー改修工事と脱炭素改修工事をする予定です。2つとも対象になりますか？

→要件を満たしていれば、対象になります。
（1）バリアフリー改修工事（2）耐震診断及び耐震改修工事（3）一般改修工事
（4）脱炭素改修工事（5）住戸解体工事の（1）～（5）で規定する工事が異なる場合、各工事の要件を満たしていれば、同時申請及び追加の申請は可能です。

Q15 納屋、倉庫の解体工事する予定です。対象となりますか？

→対象になりません。
老朽化が著しく周囲の景観を損なう自己が所有する住宅のみが対象になります。
解体工事費の総額（税抜）50万円以上が対象です。

建替えに伴う解体工事は対象外です。

Q16 中古住宅を取得して一般改修工事を助成し貸家にする予定です。対象となりますか？

→改修後に賃貸借の予定の場合、助成対象になりません。
また、交付を受けた日から5年間は所有権移転も認められません。

Q17 バリアフリー改修工事を予定しています。
令和8年1月着工、完成は令和8年4月頃完成になります。
対象になりますか？

→対象になりません。
この事業は令和7年度で終了します。最終手続きの完了実績（添付書類も含む）の提出は遅くとも令和8年3月10日の提出になるようにスケジュールを組んで申請願います。令和7年度（令和8年3月31日）を超えると助成できなくなります。
明らかに年度をまたぐ、申請は受理できません。

助成対象者について

Q1 「申請者及び同居世帯人員が町税等を滞納していないこと」とは、どの税のことを指しますか？

→町税等とは、町道民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料のことを指します。

Q2 町税等を滞納した場合どうなりますか？

→対象になりません。
申請受付の時点では、町税等の納入状況は調査前のため把握できません。
滞納があった場合、申請書の受理はできません。
急ぎの場合は納税証明書の写しを提出してください（発行する場合は、別途、手数料がかかります）。

申請手続きについて

Q1 申請手続きは、郵送で行うことができますか？

→原則、窓口で手続きをお願いします。なお、遠隔地の場合などでどうしても窓口にお越しいただけない場合に限り郵送で受付しますが、送料は申請者の負担となります。

Q2 脱炭素促進設備設置費は各項目につき、10万円加算されるのでしょうか？

→脱炭素促進設備設置費は、5項目の全ての工事を施工したとしても10万円（上限）までしか加算されません。

Q3 申込は先着順ですか？

→交付申請は受付順となります。各年度の事業予算額に達した時点で終了となります。

Q4 法人申請は対象となりますか？

→法人申請は対象になりません。

Q5 申請書類を提出後、交付決定が下りるまでどれくらいかかりますか？

→受付した書類を審査後に交付決定通知を発行するまで1週間程度かかります。
なお、申請書類に不備がある場合は、再提出した日から1週間程度になります。
余裕をもって交付申請してください。